

公益財団法人大阪府保健医療財団の経営分析について

対象受検機関：健康医療部保健医療室健康づくり課

事務事業の概要	検出事項	改善を求めるもの(意見)
<p>1 公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「財団」という。）の概要</p> <p>(1) 目的 がん・循環器病の予防、その他公衆衛生及び医療に関する各種事業を行い、府民の健康の保持及び増進に寄与することを目的としている。</p> <p>(2) 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年7月 財団法人千里保健医療センターの名称で設立 ・昭和42年2月 新千里病院の運営開始（平成15年4月社会福祉法人恩賜財団済生会へ経営移譲） ・昭和54年12月 大阪府立千里救命救急センターの管理運営受託（平成16年3月終了） ・昭和55年4月 大阪府立千里看護学院の管理運営受託（平成18年3月終了） ・平成13年4月 財団法人大阪府保健医療財団に名称変更 ・平成13年7月 大阪府立健康科学センターの管理運営受託（平成24年3月終了） ・平成22年4月 財団法人大阪がん予防検診センターと統合、同法人の事業、職員等を継承 ・平成25年4月 公益認定 <p>(3) 現在の主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪がん循環器病予防センターの運営（平成24年4月に大阪がん予防検診センターと健康科学センターの事業を統合） ・大阪府立中河内救命救急センター（以下「救命救急センター」という。）の管理運営受託（平成10年5月から） ・大阪府からの業務受託（平成27年度は、循環器疾患予防研究業務委託外8事業） <p>(4) 大阪府の関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団の基本金、出えん団体及び出えん割合 基本金：3,700万円 出えん団体（出えん割合）：大阪府（48.6%） 大阪府医師会（40.6%） 大阪市（5.4%） 大阪府歯科医師会（2.7%） 大阪府薬剤師会（2.7%） <p>※「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」の規定による「出資法人」に該当。出資法人は、毎事業年度終了後、経営評価を行い、その結果を府に報告し、府は当該報告について審査を行い、事業の実施状況、経営状況その他の事項を評価して、その結果を当該出資法人に対して通知することとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行財政改革推進プラン(案)」(平成27年2月) 財団の方向性を「抜本的見直し 中河内救命救急センターの運営形態のあり方について東大阪市・東大阪市立総合病院と引き続き協議。上記協議結果や府補助事業の終了などを踏まえ、自立化を検討。」としている。 ・救命救急センターの運営 救命救急センターの運営形態のあり方については、平成29年4月から市立東大阪医療センター（平成28年10月東大阪市立総合病院が地方独立行政法人化）を指定管理者とすることで、東大阪市・東大阪市立総合病院と引き続き協議を進めている。府議会での議決を得れば、財団の管理運営受託は、平成29年3月31日をもって終了する。 	<p>正味財産期末残高の減少が近年のペースで推移すれば、あと数年で一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第2項に規定する解散事由に該当する可能性がある。</p> <p>中期経営計画期間の最終年度である平成28年度に収支バランスを均衡させる計画となっているが、計画との乖離が大きくなっている。財団は平成26年度に検診部門別の収支分析を行ったとしているが、収支改善面では十分な効果が出ていない。</p> <p>府は、平成24年度からの5年間で、検診機関が不足する地域の解消を図り、財団に対する車検診補助金は段階的縮減により平成28年度で終了することとしているが、検診機関不足地域の解消が十分に進んでいるとはいえない。</p> <p>【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】 第202条 2 一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。</p> <p>※ 公益財団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が適用される。</p>	<p>財団の事業別収支分析や他機関とのベンチマーク分析などを早急に進め、単年度黒字化が確実性のあるものとなるよう、府として財団の次期中期経営計画の策定に対し必要な助言等を行われたい。</p> <p>検診機関不足地域の検診実施状況や、財団の車検診事業を含む事業別収支分析結果等について、府として十分に分析した上で、財団による来年度以降の車検診事業の在り方について、財団と協議、調整等を行われたい。</p>

・大阪府がん検診推進事業（車検診）補助金（以下「車検診補助金」という。）
 検診機関が不足する地域での車検診を補助対象としている。府（健康医療部保健医療室健康づくり課）は、平成24年度からの5年間で、がん検診を受けやすい環境整備を進め、検診機関が不足する地域の解消を図ることとし、財団においては、この5年間で、車検診に係る収支改善を図るための取組を効果的に進めることで、車検診補助金を平成24年度の70百万円から年20%ずつ段階的に縮減し、平成28年度で終了することとしている。

2 財団の財務状況等

(1) 「中期経営計画（平成24年度～平成28年度）」（平成24年6月）

(目的)

これまで取り組んできた、がんと循環器病予防の専門性の向上と受診者サービスの充実に向けた効率的・効果的な事業展開や、法人経営の自立化を図るため、府補助金の最終年度となる平成28年度において、収支バランスの均衡を目指した中期経営計画を策定し、計画期間中の目標とその達成に向けた具体的な取組内容を明らかにする。

(取組)

[収入確保]

- ・ 検診車稼働率の向上
- ・ 乳がん検診受診者の増
- ・ 総合健診の受診者増
- ・ 検診単価の改正（平成26年度を目途）

[経費の削減]

- ・ 入札制度の厳格化、委託契約等の見直し等

(2) 財団は、平成28年度に収支バランスの均衡、平成29年度の単年度黒字化（法人経営の自立化）を目指しているが、平成27年度末決算までの状況では、計画どおりの収支改善が図られていない。また、正味財産期末残高が毎年度減少している。

(収支状況に係る計画と実績の比較)

(単位：千円)

	平成23年度見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計画数値	△85,000	△59,974	△57,122	△48,426	△16,497	±0
実績数値	△57,063	△34,667	△73,600	△94,977	△94,351	

(正味財産期末残高の推移)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当期一般正味財産増減額	△34,667	△73,600	△94,977	△94,351
当期指定正味財産増減額	22	23	35	63
正味財産期末残高	857,453	783,876	688,934	594,645

(車検診補助金の推移)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
車検診補助金	69,902	58,217	43,493	29,028	14,425
平成24年度と比較	±0	△11,685	△26,409	△40,874	△55,477

【大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例】

(定義)

第2条 この条例において「出資法人等」とは、資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の府の出資割合（以下「府の出資割合」という。）が4分の1以上である法人で、府の行政運営と密接に関連性を有するものとして当該法人を所管する知事等（知事及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項の規定に基づき府に置かれる執行機関をいう。以下同じ。）の規則（規程を含む。以下「知事等の規則」という。）で定めるもの（以下「出資法人」という。）及び出資法人以外の法人のうち、府が財政的援助又は人的援助を行うことによりその運営に多大の影響を及ぼしている法人で、知事等の規則で定めるものをいう。

2 この条例において「経営評価」とは、あらかじめ知事等が定めて公表する指針（以下「指針」という。）に基づき、法人の設立目的と事業内容の適合性、業務遂行の効率性、事業の採算性その他法人の経営の目的に応じて必要な視点から、当該法人自らが経営全体を分析し、その結果に関し総合的に評価を行うことをいう。

(自律的運営等への配慮)

第3条 知事等は、この条例の適用に当たっては、出資法人等の自律的な運営等に十分に配慮するものとする。

(報告、評価、助言等)

第4条 知事等は、それぞれ所管する府の出資割合が2分の1以上である出資法人に対して、毎事業年度終了後経営評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、指針に基づき、前項の規定による報告について審査を行い、当該出資法人の事業の実施状況、経営状況その他の事項を評価して、その結果を当該出資法人に対して通知するものとする。

3 知事等は、前項の規定により評価した事項のうち、改善を要すると認めた事項について、当該出資法人に対して助言等を行うとともに、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

4 知事は、第2項の規定による評価の結果、前項の規定により行った助言等又は講じるよう求めた必要な措置について、議会に報告するとともに公表するものとする。

5 知事等は、それぞれ所管する出資法人等（第1項に規定する出資法人を除く。）に対して、第1項の規定の例により報告を求めるよう努めなければならない。

6 第2項及び第4項の規定は、前項の報告について準用する。

措置の内容

第2期中期経営計画の策定及び策定に当たっての経営分析を進めるため、「計画策定プロジェクトチーム」の設置を提言し、健康づくり課職員も参画するとともに、下記の1から4の取組を行った。

- 1 経営分析（部門別・部位別の損益分岐点の算出）にあたって公認会計士（財団監事）の活用を提案するとともに、公認会計士との打合せに財団職員とともに参画。
- 2 損益分岐点算出の基礎資料として、経費の部門別区分、固定費・変動費の区分の考え方について、財団とともに検討。
- 3 類似団体（検診機関）における収支改善方策について調査するとともに、特に経営状況が良い団体の取組について同団体よりヒアリングするよう提案。
- 4 ベンチマーク分析の手法（経営コンサルタントの活用など）について提案し、分析作業にあたって、財団職員とともに経営コンサルタントとの打合せに参画。

これらの取組の結果、平成29年5月26日付で大阪府指定出資法人評価等審議会の同意を得て、平成29年6月12日の財団理事会において第2期中期経営計画が策定された。

車検診事業については、財団の事業別収支分析結果及び検診車の派遣状況や派遣1回当たりの受診者数などの分析結果によると、市町村により受診者数に差異が生じており、検診効率が悪く不採算となっていることを確認した。しかしながら、検診機関が不足する地域の解消が十分に図られておらず、車検診は府内の市町村におけるがん検診の3割から4割を占めている状況であり、府のがん対策を進める上で継続が必要であると判断した。

なお、事業継続に当たっては、収支改善を図ることが不可欠であることから、受診者数が少ない市町村に対して受診者を増やすことや配車日数を短縮するなどの調整を行い、車検診事業の効率的な運用ができないかといったアドバイスを行った。また、平成29年4月1日から市町村に対する検診単価の値上げを行った。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月1日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

地方創生先行型交付金事業について

対象受検機関：商工労働部雇用推進室就業促進課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>「地方創生先行型交付金事業」について 商工労働部では、国の経済政策により創設された「地域住民生活等緊急支援のための交付金」により、平成27年度から「おおさかU I J ターン促進事業」、「若者安定就職応援事業」を実施している。</p> <p>1 おおさかU I J ターン促進事業（企画提案公募により民間事業者へ業務を委託）</p> <p>(1) 目的 中小企業の人材確保のため、東京圏の優秀な人材の掘り起こしや府内中小企業の魅力発信、人材と企業のマッチングを行う。</p> <p>(2) 事業内容 ア 東京、大阪に支援拠点を設けスタッフが常駐し、就職希望者に対するセミナーや相談受付などの支援を実施 イ 企業の開拓、マッチング及び国、大学、関係団体とのネットワークの構築 ウ 魅力発信情報誌（関西優良企業ガイド）の制作・発行、魅力情報w e bサイトの運営 エ 企業と求職者の交流企画（合同企業説明会、セミナー等）の実施</p> <p>(3) 目標・実績 ア 魅力発信情報誌への掲載企業数 ・ 事業者提案目標1,044社（府提示目標1,000社）⇒ 実績1,048社 イ w e bサイト上での交流に参加した者の就職希望者数 ・ 事業者提案目標210人（府提示目標100人）⇒ 実績154人 ウ 東京圏からの安定就職者数 ・ 事業者提案目標210人（府提示目標150人）⇒ 実績6人</p> <p>(4) 決算額 契約金額111,588,000円 ⇒ 支出額65,140,658円 ※ 契約書において委託料の減額規定は定めていないが、安定就職者数の目標値を下回ったことから、事業者から減額の申出があり、協議により減額した。</p> <p>2 若者安定就職応援事業（企画提案公募により民間事業者へ業務を委託）</p> <p>(1) 目的 金融機関と連携した合同企業説明会の開催等を通して、若者と府内中小企業とのマッチングを行う。</p> <p>(2) 事業内容 ア 就職支援対象者の募集・登録 イ マッチングに繋げるための取組の企画・実施（合同企業説明会等） ウ 支援対象企業の開拓及び採用支援 エ 継続的な就職支援及び定着支援（離職防止）の実施</p>	<p>1 両事業とも、最終的な目標は安定就職者数を確保することであるが、各事業の実績は目標値に対し、極めて低い結果となっている。</p> <p>2 企画提案公募の募集要項や契約書には、事業者が提案した目標値が達成されなかった場合の取扱いについての記載がなく、実績が目標を大きく下回ったとしても、事業者が同意しなければ委託料の減額ができないため、事業者からの責任ある目標値の提案や、事業者の目標達成努力を担保できない契約となっている。</p> <p>3 平成27年度については、非常に実績が低かったために事業者から委託料の減額の申出があり、協議の上、減額しているが、算定方法等が契約上、取決められていない。</p>	<p>事業者の目標達成度に応じて支払額が決まる仕組みを取り入れるなど、事業者からの責任ある提案や事業者の目標達成努力を担保できるよう、関係部局の意見も聞きながら契約内容を改められたい。</p>

<p>(3) 目標・実績</p> <p>ア 登録者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者提案目標8,000人（府提示目標8,000人）⇒ 実績1,548人 <p>イ 企業求人開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者提案目標2,000社（府提示目標なし）⇒ 実績1,189社 <p>ウ 安定就職者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者提案目標400人（府提示目標350人）⇒ 実績50人 <p>エ 離職防止のためのコンサルティング（企業向け定着支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者提案目標25社（府提示目標25社）⇒ 実績14社 <p>(4) 決算額</p> <p>契約金額80,148,000円 ⇒ 支出額35,638,759円</p> <p>※ 契約書において委託料の減額規定は定めていないが、安定就職者数の目標値を下回ったことから、事業者から減額の申出があり、協議により減額した。</p> <p>3 目標値未達成時における委託料の取扱いについて</p> <p>両事業とも、当初、公募要領の作成に当たり、目標値未達成時の委託料の減額について規定を設けることを試みたが、法的な検討が必要であることが判明したためこれを見送った。</p> <p>履行内容が大幅に目標を下回る場合には、契約書の協議条項に基づき委託料の減額について協議を行う旨、公募説明会において説明した。</p>		
<p>措置の内容</p>		
<p>事業者の目標達成努力が担保できるよう、法務（弁護士）相談や契約局競争入札審査会において意見を聞き、次のとおり目標達成度に応じて支払額が決まる契約内容に改めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務にかかる人件費相当額から大阪府の最低賃金を基に算出した人件費相当額を差し引いたものを「成果対象額」とする。 ・ 仕様書で定めた目標にかかる達成数を事業者の提案目標数で除したものを「事業達成率」とする。 ・ 「成果対象額」に「事業達成率」を乗じたものを「成果対象支払額」とする。（ただし、成果対象額を上限とする。） ・ 「成果対象支払額」と「成果対象支払額以外の精算額」を足した金額を大阪府に支払い請求することができる。 		

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月10日、事務局：平成28年6月22日から同年7月15日まで）

新公会計制度による財務諸表の正確性の向上について

対象受検機関：会計局会計指導課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)															
<p>1 財務諸表の作成について 大阪府では、平成23年度決算から複式簿記、発生主義、日々仕訳方式による新公会計制度を導入し、財務諸表を作成している。</p> <p>(1) 各所属は、財務諸表の作成のための日次作業として、収入、支出の会計処理時に複式仕訳処理を行い、会計局は、年次決算整理において、各所属から報告された内容に基づき確認、照合を実施し、財務諸表の正確性の検証を行っている。</p> <p>(2) 月次決算整理について ア 大阪府財務諸表作成基準において、各所属は「定期的に」決算整理手続等を行わなければならないとされ、新公会計制度事務マニュアル（以下「事務マニュアル」という。）においては、「毎月実施する『月次決算整理』」、「毎月の作業で」などと記載している。 イ 各所属における月次決算整理の実施状況（平成27年度）</p> <table border="1" data-bbox="299 968 1329 1362"> <thead> <tr> <th>実施状況</th> <th>所属数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月実施していない。</td> <td>33</td> <td>政策企画部 4、総務部 4、財務部 2、府民文化部 7、福祉部 4、商工労働部 1、環境農林水産部 4、都市整備部 3、教育庁 4</td> </tr> <tr> <td>毎月実施しているが、不備等がある。</td> <td>21</td> <td>・ 行政文書管理システムの未使用 13 ・ 差異の解消なし、翌月末までに実施していない、等 8</td> </tr> <tr> <td>毎月実施している。</td> <td>38</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>92</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁92所属のうち、33所属において毎月実施していない。 ・ また、毎月実施している所属においても、行政文書管理システムの未使用、差異の解消なしなど、21所属において、実施内容に不備がみられた。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (財務諸表等の作成及び提出) 第7条 2 所属長は、前項の規定により財務諸表を作成するに当たり、定期的に、取引に関する仕訳の確認、公有財産台帳等との照合その他の決算整理手続等を行わなければならない。</p> </div>	実施状況	所属数	備考	毎月実施していない。	33	政策企画部 4、総務部 4、財務部 2、府民文化部 7、福祉部 4、商工労働部 1、環境農林水産部 4、都市整備部 3、教育庁 4	毎月実施しているが、不備等がある。	21	・ 行政文書管理システムの未使用 13 ・ 差異の解消なし、翌月末までに実施していない、等 8	毎月実施している。	38		合計	92		<p>1 月次決算整理については、大阪府財務諸表作成基準では「定期的に」と規定されている一方、事務マニュアルにおいては、「毎月実施する」と記載している。また、会計局が各所属に指導を行う際には、一律に毎月の実施を求めるのではなく、所属の実情に応じて、「定期的」に実施することを推奨しており、事務マニュアルの規定と差異がある。 会計局は、どのような場合に毎月実施する必要があるのかについての考え方を示しておらず、各所属の実施状況も把握していない。 結果として、毎月実施している所属は38所属のみで、多くの所属で毎月実施していない、又は毎月実施しているが不備等がある状況となっている。</p> <p>2 新公会計に係る検査の位置付けや取扱いが明確でない。 (1) 新公会計に係る検査は「財務諸表の正確性の確保」を目的に実施するとされているが、その目的は要領等に位置付けられていない。 (2) 新公会計に係る検査で用いられている「新公会計に関する検査報告書」は、要領等において定められていない。 (3) 新公会計に係る検査の結果については、「財務諸表の正確性の確保」を目的とした判断の基準や取扱いが要領等において定められていない。</p> <p>3 資産と費用の仕訳内容の確認に関する誤りについては、検査マニュアルにおいて下記の確認を行うこととされていないため、会計局が行う検査では是正が図られないことが懸念される。 ・ 建設仮勘定に計上しない、又は固定資産計上基準表に定められていない資産(リース資産、ソフトウェア)を取得した場合の仕訳内容の確認 ・ 資産と費用の区分に係る契約書、仕様書、設計書等の資料の照合による仕訳内容の確認</p>	<p>1 月次決算整理については、事務マニュアルの規定と会計局の各所属に対する指導に差異が認められることから、「定期的に」決算整理手続等を行わなければならないと定めた大阪府財務諸表作成基準の趣旨に照らし、早急に各所属ごとの月次決算整理の実施状況の合理性を検証した上、府としての考え方を整理し、各所属の実情に応じた事務マニュアルの改訂や適切な指導を行われたい。</p> <p>2 新公会計に係る検査について、要領等に位置付けることで、目的や取扱いを明確にされたい。</p> <p>3 財務諸表の正確性の向上のため、検査マニュアルの見直しなど必要な対応を行われたい。</p>
実施状況	所属数	備考															
毎月実施していない。	33	政策企画部 4、総務部 4、財務部 2、府民文化部 7、福祉部 4、商工労働部 1、環境農林水産部 4、都市整備部 3、教育庁 4															
毎月実施しているが、不備等がある。	21	・ 行政文書管理システムの未使用 13 ・ 差異の解消なし、翌月末までに実施していない、等 8															
毎月実施している。	38																
合計	92																

【新公会計制度事務マニュアル】

第四章 日次作業と決算整理

3 月次決算整理

1 月次決算整理について

新公会計で行う決算整理のうち毎月実施する「月次決算整理」は、上半期決算整理、年次決算整理を行い、財務諸表を作成するといった全ての確認作業の基本であり、最も重要な作業といえます。

毎月の作業で資産照合における不一致となる原因や、仕訳内容の確認における異常値の原因などを特定することが容易になり、記録を残すことにより、作業の正確性を証明することとなります。

2 新公会計に関する検査について

(1) 規程上の位置付けについて

ア 会計局は、大阪府財務規則、大阪府会計検査規程及び大阪府会計実地検査実施要領（以下「要領」という。）に基づき、会計実地検査を実施している。

イ 新公会計に係る検査については、要領第2条第2号の「総合検査」として実施しているが、その目的は、要領第3条第1項に定める「違法又は不当の処理を未然に防止」することではなく、「財務諸表の正確性の確保」であるとしている。

(2) 検査の内容等について

新公会計に係る検査においては、検査員は、「新公会計に関する検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）に基づき、各所属における月次決算整理報告書の作成、個別配賦の記録、建設仮勘定の精算、仕訳の確認、資産の照合が適正に行われているかを確認している。

【大阪府会計実地検査実施要領（府機関用）】

（検査の目的及び基本方針等）

第3条 検査は、検査対象機関における会計事務の適正を図り、違法又は不当の処理を未然に防止し、公正妥当にして効率的な処理に資することを目的として行う。

（検査員会議）

第8条 会計管理者は、検査及び指導に関する情報の交換及び検査結果に関する検査員相互の意見の調整を図るため、定期又は臨時に検査員会議を開催するものとする。

（検査結果）

第15条

2 会計実地検査結果の通知は、前項各号に基づき、次の区分により行うものとする。

（以下略）

<p>【新公会計に関する検査マニュアル】</p> <p>1 検査の目的及び対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新公会計に係る会計実地検査は、「財務諸表の正確性の確保」を目的に実施する。 (以下略) <p>3 資産と費用の仕訳内容の確認について</p> <p>平成27年度の監査結果において、新公会計制度における資産と費用の区分について、検査マニュアルでの検査項目として定められていない仕訳内容の確認に関して、下記のような誤りが指摘されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">新公会計事務</td> <td style="width: 65%;">ソフトウェアに関するもの</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2件</td> </tr> <tr> <td>資産と費用の区分誤り</td> <td>資産価値を高める工事支出が費用として処理されていた等の仕訳内容に関するもの</td> <td style="text-align: center;">7件</td> </tr> </table>	新公会計事務	ソフトウェアに関するもの	2件	資産と費用の区分誤り	資産価値を高める工事支出が費用として処理されていた等の仕訳内容に関するもの	7件		
新公会計事務	ソフトウェアに関するもの	2件						
資産と費用の区分誤り	資産価値を高める工事支出が費用として処理されていた等の仕訳内容に関するもの	7件						

措置の内容

- 1 総合検査において確認した月次決算整理の実施状況、所属における資産の保有（異動）状況などを勘案して、所属ごとの月次決算整理に係る実施頻度の目安を作成し、これを所属に提示した（平成29年3月）。併せて、「定期的に」決算整理手続等を行わなければならないと定めた大阪府財務諸表作成基準の趣旨に沿うよう、事務マニュアルを改訂した。
- 2 平成29年度から実施する総合検査に向けて、要領の改正を行い、新公会計に係る検査の目的や取扱いを明確にした（平成29年4月）。
- 3 資産と費用の仕訳内容の確認に際して、誤りの多い取引に係る具体的な抽出方法などを検査マニュアルに追加した（平成29年4月）。
また、資産と費用の仕訳誤りについては、その原因が仕訳登録担当者の認識不足によるものが多いことから、誤りが生じやすい仕訳区分を登録した職員に対し、総務事務システムで注意喚起を行うとともに、月次決算整理事務を中心とした研修会を開催し、その参加を促した（平成29年5月）。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月8日、事務局：平成28年6月17日から同年7月5日まで）